

都道府県医療審議会

【法令等】

- 都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に置くこととされている（医療法第71条の2）。
- 委員は、30人以内で組織され、また、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する（医療法施行令第5条の17）。
- 議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長（委員の互選）の決するところによる（同令第5条の20第3項）。

【実際の運用】

《情報提供をいただいた県》北海道、東京都、富山県、広島県、高知県、福岡県

<都道府県と会議との関係>

都道府県の諮問機関、都道府県は事務局

<委員の主な構成員>

（医師、歯科医師、薬剤師）

県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、病院団体（、看護協会）

（学識経験者）

大学、法律関係者、報道機関、消防

（医療を受ける立場にある者）

市町村会、国民健康保険団体連合会などの医療保険者、県社会福祉協議会、地域住民を代表する団体 等

<開催時期>

年2回程度（年度末＋随時※）

※ 地域医療支援病院の承認、病院の開設・増床等に係る勧告・不許可、社会医療法人の認定、医療法人の設立・解散・合併の認可、医療法人の業務停止命令 等

<会議・議事の公開>

会議・議事ともに原則、公開（北海道、東京都、富山県、広島県、高知県、福岡県）

- ・ 事業活動情報、個人情報に関する事項については、非公開（広島県、高知県）
- ・ 法人の個別具体的な案件について審議するときは、非公開（東京都、富山県、福岡県）

<議事決定の方法等>

出席委員の過半数を持って決定（医療法施行令第5条の20第3項）。

都道府県医療審議会

目 次

北海道	P1
東京都	P3
富山県	P4
広島県	P7
高知県	P15
福岡県	P31

北海道医療審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21第1項及び第4項並びに第5条の22の規定に基づき、北海道医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び会長代理)

第2条 会長は、審議会の議長となる。

2 審議会に会長代理を置き、会長に事故あるときは、その職務を行う。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び会議に附すべき事項を委員に通知しなければならない。

(部会)

第4条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、医療法人部会及び地域医療部会（以下「部会」という。）を置く。

(1) 医療法人部会

イ 社会医療法人の認定（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項）

ロ 設立の認可又は不認可（法第45条第1項）

ハ 非医師等理事長選出の認可（法第46条の3第1項）

ニ 解散の認可又は不認可（法第55条第3項）

ホ 合併の認可又は不認可（法第57条第4項）

ヘ 業務停止命令、役員解任勧告（法第64条第2項）

ト 設立認可の取消し（法第66条第1項）

(2) 地域医療部会

イ 地域医療支援病院の承認（法第4条第1項）

ロ へき地等病院の医師配置標準特例措置の許可（法第7条第2項）

ハ 地域医療支援病院の承認の取消し（法第29条第3項）

ニ 診療所における病床設置の届出（法第7条第3項）

2 部会は、10人以内の委員で構成する。

3 第2条、第3条及び第7条の規定は、部会について準用する。この場合においては、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長代理」とあるのは「部会長代理」と読み替えるものとする。

4 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

5 会長は、必要に応じ、部会に出席し、発言することができる。

6 部会の議事のうち第1項各号の事項にかかる議事は、出席した委員全員の一致で決定するものとし、その他の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

7 第1項各号の事項については、部会の決議をもって審議会の決議とする。ただし、第1項各号の事項に係る議事に出席した委員全員の一致を得られなかったときは、当該議事を審議会の会議に附するものとする。

8 部会長は、第1項各号の事項について決議が行われたときは、速やかにその結果を審議会に報告しなければならない。

(会議の公開又は非公開)

第5条 審議会は、必要があるときは、出席した委員の3分の2以上の議決により非公開とすることができる。

2 部会は、非公開とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和61年11月7日から施行する。

この要綱は、平成15年6月13日から施行する。（第6条関係）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。（第6条関係）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。（第1条関係）

この要綱は、平成20年7月29日から施行する。（第4条関係）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。（第6条関係）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。（第6条関係）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。（第6条関係）

北海道医療審議会委員

【委員】

(平成26年10月1日現在)

区分	氏名	所属等
医師・ 歯科医師等	長瀬 清	北海道医師会長
	深澤 雅則	北海道医師会副会長
	藤原 秀俊	北海道医師会副会長
	小熊 豊	北海道医師会副会長
	富野 晃	北海道歯科医師会長
	東洋 彰宏	北海道薬剤師会長
	松家 治道	札幌市医師会長
	徳田 禎久	北海道病院協会理事長
	木村 純	全国自治体病院協議会北海道支部副支部長
	池田 輝明	北海道精神科病院協会会長
学識経験者	笠原 正典	北海道大学大学院医学研究科教授
	横山 敦郎	北海道大学大学院歯学研究科教授
	島本 和明	札幌医科大学学長
	吉田 晃敏	旭川医科大学学長
	片桐 由喜	小樽商科大学教授
	矢吹 徹雄	矢吹法律事務所所長
	山本 尚子	厚生労働省北海道厚生局長
	平山 妙子	北海道看護協会会長
医療を受ける立場にある者	泉 司	北海道身体障害者福祉協会常務理事
	松野 哲	北海道市長会理事
	山崎 一雄	北海道町村会民生文教常任委員長
	高橋 修	北海道国民健康保険団体連合会常務理事
	岩崎 教文	健康保険組合連合会北海道連合会常務理事
	宮間 利一	全国健康保険協会北海道支部長
	藤田 裕行	北海道社会福祉協議会事務局長
	橋本 智子	北海道消費者協会会長
	武田 静江	北海道女性団体連絡協議会監事
	(小野寺 仁)	北海道農業協同組合中央会理事

計 27 名

東京都医療審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法施行令第5条の18の規定に基づき、東京都医療審議会（以下「審議会」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の設置)

第4条 審議会に、医療法人の認可に関する事項を調査審議するため、医療法人部会を置く。

2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要な部会を置くことができる。

3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に、その部会に属する委員の互選による部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を行う。

(部会の議事)

第6条 審議会は、医療法人部会の決議をもって審議会の決議とする。

2 部会の招集、議事の定足数及び表決数については、第3条の規定を準用する。

この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聞くことができる。

(会議の公開等)

第8条 審議会並びに部会（医療法人部会を除く。）の会議及び会議に係る審議事項、議決事項、会議録等（以下「会議録等」という。）は、公開する。

ただし、会長（部会にあっては、部会長。以下同じ。）又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 医療法人部会の会議及び会議録等は公開しない。

ただし、部会長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開することができる。

3 会議又は会議録等を公開するときは、会長は、必要な条件を付することができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、東京都福祉保健局医療政策部において処理する。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和61年12月5日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年1月18日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年8月1日から適用する。

富山県医療審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第5条の22の規定に基づき、富山県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 令第5条の21第1項の規定に基づき、審議会に次のとおり部会を設置する。

名 称	所 掌 事 務
医療法人部会	医療法人に関すること。
有床診療所 審査部会	医療法施行規則第1条の14第7項各号に定める「医療計画に記載されることが見込まれる診療所」の審査に関すること。
地域医療再生 計画部会	地域医療再生計画に関すること。

(部会の会議)

第3条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 令第5条の21第4項の規定により、医療法人に関する事項については医療法人部会の決議をもって、医療法施行規則第1条の14第7項各号に定める「医療計画に記載されることが見込まれる診療所」の審査に関する事項については有床診療所審査部会の決議をもって、地域医療再生計画に関する事項（同計画の策定に関する事項を除く。）については地域医療再生計画部会の決議をもって、審議会の決議とする。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、富山県厚生部医務課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月13日から施行する。

富山県医療審議会委員名簿(平成26年9月24日から)

選出区分		職名	氏名	
委員	学識経験者	医科大学	富山大学附属病院長	塚田 一博
		医科大学(救急医療)	富山大学医学部教授	奥寺 敬
		報道機関	北日本新聞社代表取締役会長	河合 隆
		法律	富山県弁護士会長	島谷 武志
		消防	富山県消防長会長	吉田 一夫
	医療を提供する者	県医師会	富山県医師会長	馬瀬 大助
		新川医療圏	魚津市医師会長	加納 晃
		富山医療圏	富山市医師会長	島田 一彦
		高岡医療圏	高岡市医師会長	長谷田 祐一
		砺波医療圏	砺波医師会長	金井 正信
		県歯科医師会	富山県歯科医師会長	吉田 季彦
		県看護協会	富山県看護協会会長	三谷 順子
		県薬剤師会	富山県薬剤師会長	西尾 公秀
		公的病院	富山県公的病院長協議会長	飯田 博行
		私立病院	全日本病院協会富山県支部長	藤井 久丈
		精神科病院	富山県精神科病院協会会長	木戸 日出喜
		訪問看護	富山県訪問看護ステーション連絡協議会長	前田 八千代
	医療を受ける者	県市長会	富山県市長会代表	夏野 修
		県町村会	富山県町村会長	伊東 尚志
		福祉団体	富山県社会福祉協議会評議員	加藤 まゆみ
		女性団体	富山県母親クラブ連合会長	和田 麗子
		労働団体	富山県労働者福祉事業協会理事長	尾谷 康弘
		国民健康保険	富山県国民健康保険団体連合会常務理事	大野 英茂
		消費団体	富山県消費生活研究グループ連絡協議会長	山本 暁子
委員数			24	

* 本審議会委員:30名以内 専門委員:10名以内 女性登用率:20.8%(24名中5名)-目標25%超
 * 任期:平成25年4月1日~平成27年3月31日(2年間)

広島県医療審議会運営規程

(総則)

第1条 この規程は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の22の規定に基づき、広島県医療審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要があると認めるときに招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、会議の日の7日前までに、日時、場所及び会議に付議しようとする事項を、委員に通知するものとする。

(議案の説明)

第3条 会議に付する議案の説明をする者は、会長が指名する。

(会議録)

第4条 会長は、会議の会議録を調製し、会議の次第を記録しなければならない。

2 前項の会議録は、会長が指名する者が、その内容を確認するものとする。

(幹事)

第5条 審議会の運営を補佐するため、審議会に12名以内の幹事を置く。

2 幹事は、広島県職員のうち健康福祉局医療・がん対策部長、健康福祉局地域ケア部長、健康福祉局医務課長、健康福祉局医療政策課長、健康福祉局がん対策課長、健康福祉局医療保険課長、健康福祉局健康対策課長、健康福祉局健康対策課感染症対策担当監、健康福祉局健康対策課健康増進担当監、健康福祉局薬務課長、健康福祉局高齢者支援課長及び健康福祉局介護保険課長の職にある者をもって充てる。

(医療法人部会)

第6条 審議会に、医療法人について専門的に調査審議するために、医療法人部会（以下「法人部会」という。）を置く。

2 法人部会の委員は、10名以内とし、会長が委員及び専門委員の中から指名する。

3 法人部会の審議事項は、あらかじめ審議会でするものとする。

4 法人部会の決議は、審議会の決議とする。

(保健医療計画部会)

第7条 審議会に、広島県保健医療計画の推進に関する事項について審議するために、保健医療計画部会（以下「計画部会」という。）を置く。

- 2 計画部会の委員は、13名以内とし、会長が委員及び専門委員の中から指名する。
- 3 計画部会の審議事項は、あらかじめ審議会で定めるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉局医務課において処理する。

(雑則)

第9条 前各条に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、議決の日〔昭和61年12月18日〕から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成2年5月24日から施行する。
- 2 改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年12月8日から施行する。
- 2 改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月2日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年7月6日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年3月19日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成14年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年8月5日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年8月21日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年8月24日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年9月10日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年8月10日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年6月13日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月11日から施行し、改正後の広島県医療審議会運営規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年3月22日から施行する。ただし、第5条の規定は平成25年4月1日から施行する。

広島県医療審議会委員名簿

【H26.10】

区 分	推 薦 母 体	現 職	氏 名	
学識経験者	委 員	広島県議会	広島県議会議員	富 永 健 三
	委 員	広島県議会	広島県議会議員	松 岡 宏 道
	委 員	広島県議会	広島県議会議員	小 林 秀 矩
	委 員	広島大学	理事	茶 山 一 彰
	委 員	広島大学	医学部長	吉 栖 正 生
	委 員	広島大学	歯学部長	菅 井 基 行
	委 員	広島大学	大学院医歯薬保健学研究科長	小 林 正 夫
	委 員	県立広島大学	保健福祉学部教授	笠 置 恵 子
	委 員		広島大学名誉教授	碓 井 亞
医療担当者	委 員	広島県医師会	広島県医師会会長	平 松 恵 一
	委 員	広島県医師会	広島県医師会副会長	檜 谷 義 美
	委 員	広島県歯科医師会	広島県歯科医師会会長	荒 川 信 介
	委 員	広島県薬剤師会	広島県薬剤師会常務理事	松 村 智 子
	委 員	広島県看護協会	広島県看護協会会長	板 谷 美 智 子
	委 員	全国自治体病院協議会広島県支部	県立広島病院院長	柴 原 正 雄
	委 員	広島県医療法人協会	広島県医療法人協会会長	種 村 一 磨
	委 員	広島県病院協会	広島県病院協会会長	青 山 喬
	委 員	広島県精神科病院協会	広島県精神科病院協会会長	石 井 知 行
医療を受ける立場	委 員	広島県市長会	呉市長	小 村 和 年
	委 員	広島県町村会	世羅町長	奥 田 正 和
	委 員	健康保険組合連合会広島連合会	もみじ銀行健康保険組合事務長	田 島 悦 子
	委 員	全国健康保険協会広島支部	全国健康保険協会広島支部業務部長	井 原 織 江
	委 員	広島県国民健康保険団体連合会	坂町長（国保連副理事長）	吉 田 隆 行
	委 員	日本労働組合総連合会広島県連合会	日本労働組合総連合会広島県連合会 女性委員会副委員長	石 黒 ひ か り
	委 員	広島県地域女性団体連絡協議会	広島県地域女性団体連絡協議会事務局長	野 田 純 子
	委 員		余暇生活開発士	三 好 久 美 子
	委 員		要約筆記奉仕員	大 須 賀 實 千 子
県	委 員	広島県	広島県健康福祉局長	笠 松 淳 也

広島県医療審議会の会議の公開方針について

1 趣 旨

知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則（平成13年広島県規則第75号。以下「会議公開規則」という。）第2条第3号の規定に基づき、この審議会の公開方針を定める。

2 会議の公開

- (1) 広島県医療審議会の会議は、原則として公開する。ただし、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「公開条例」という。）第10条に規定する不開示情報が含まれる議題を審議する場合で、会議に諮って非公開審議が適当であると決した案件については、非公開審議とすることができる。
- (2) 上記2(1)にかかわらず、医療計画の策定及び医療計画に係る都道府県知事の勧告に関する審議については、公開審議とするものとする。
- (3) 非公開審議とすべき案件については、会議の冒頭に定めることとする。ただし、審議の過程において非公開審議とする必要が生じた場合は、会長は、審議を中断し、非公開審議の可否を会議に諮り、過半数の議決をもって非公開とすることができる。
- (4) 本審議会が所掌する案件の公開・非公開の別は、概ね別表のとおりとする。ただし、事案により特に必要が認められる場合は、会議に諮ってこれによらないことができる。
- (5) 上記2(1)から(4)までに定めるもののほか、公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、会長は審議を非公開とすることができる。

3 公開の方法

- (1) 会議の公開は、傍聴及び議事録の閲覧によることとする。
- (2) 傍聴定員は10名とする。ただし、会議室その他の事情により、これにより難しい場合は、会長は定員を変更することができる。
- (3) 非公開審議とされた案件の議事は、公開審議する案件の全ての審議を終えた後に行うものとする。
- (4) 議事録は、発言の要旨をもって速やかに調製し、行政情報コーナーへの配架及びホームページへの掲載の方法により公開する。ただし、非公開審議とされた案件の審議に係る部分については公開しない。

4 傍聴の実施

会議の傍聴は、会議公開規則第3条から第6条までに定めるところにより実施する。

5 部会の会議の公開方針

- (1) 医療法人部会については、審議内容が公開条例第10条第1号（個人情報）及び第3号（事業活動情報）に該当するため、公開しない。ただし、審議の結果については公表する。
- (2) 保健医療計画部会については、原則として公開することとし、取扱いの詳細は部会で定める。

6 雑 則

この方針の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この公開方針は、平成13年7月6日から施行する。

附 則

この公開方針は、平成19年8月24日から施行する。

広島県医療審議会の審議事項の公開・非公開の基準

	審議事項	公開・非公開の別	公開・非公開の理由	根拠規定
1	地域医療支援病院と称することの承認	公開	承認後、公表される内容を審議するため。	
2	公的医療機関等の病院開設又は増床若しくは病床種別の変更についての不許可処分	公開	公的医療機関に対する処分であるため。	
3	病床過剰地域内の病床稼働率の低い公的医療機関等に対する病床数の削減命令	公開	2に準じる。	
4	地域医療支援病院と称することの承認の取り消し	公開	1に準じる。	
5	医療計画の策定又は変更	公開	国通知で公開が適当とされている。	
6	医療計画達成のための病院開設又は増床若しくは病床種別の変更についての勧告	公開	国通知で公開が適当とされている。	
7	医療法人の業務の停止命令	非公開	医療法人の業務又は会計の内容について審議するため	3号 (事業活動情報)
8	役員解任勧告	非公開	役員個人の資質等について審議するため。	2号(個人情報)
9	社会医療法人認定の取消し又は期間を定めての収益業務の全部若しくは一部の停止命令	非公開	当該社会医療法人の業務又は会計の内容について審議するため	3号 (事業活動情報)
10	医療法人の設立認可の取り消し	非公開	医療法人の経営状況等について審議するため。 役員個人の事情について審議する可能性があるため。	3号 (事業活動情報) 2号(個人情報)
11	医療法第30条の4第5項の規定による基準病床数の加算(算定数の特例加算)	公開	5に準じる。	
12	医療法第30条の4第6項の規定による基準病床数の加算(医療計画公示後の算定数の特例加算)	非公開 (公立病院を除く。)	加算を予定する病院の経営方針や経営状況等について審議するため。	3号 (事業活動情報)
13	医療法第30条の4第6項の規定による基準病床数の加算(特定病床の特例加算)	非公開 (公立病院を除く。)	加算を予定する病院の経営方針や経営状況等について審議するため。	3号 (事業活動情報)
14	精神病床及び結核病床において、病床数の地域的偏在を勧告し、新たな病床整備について勧告の対象としないこと	非公開 (公立病院を除く。)	病床整備を予定する病院の経営方針や経営状況等について審議するため。	3号 (事業活動情報)
15	医師でない者による病院の開設(単なる事務手続上の廃止開設の場合を除く。)又は増床若しくは病床種別の変更の許可	非公開 (公立病院を除く。)	病床整備を予定する病院の経営方針や経営状況等について審議するため。	3号 (事業活動情報)
16	社会医療法人認定	非公開	当該医療法人の経営状況等について審議するため。	3号 (事業活動情報)

	審 議 事 項	公開・非公開の別	公開・非公開の理由	根拠規定
17	医療法人の理事長の特例認可	非公開	役員個人の事情について審議するため。 法人の経営状況等について審議するため。	2号(個人情報) 3号 (事業活動情報)
18	その他の諮問事項	【個別に判断】		
19	当審議会の内部規程に係る議案	公開	内部規定であるため。	
20	個別の病院の取扱いに関する協議	非公開 (公立病院を除く。)	当該病院の経営状況等について審議するため。	3号 (事業活動情報)
21	個別の医療法人の取扱いに関する協議	非公開	当該医療法人の経営状況等について審議するため。	3号 (事業活動情報)
22	医療計画に係る協議	公開	5に準じる。	
23	その他の協議	【個別に判断】		
24	報告事項 (非公開案件に係るものを除く。)	公開	各審議事項に準じる。	

※ 根拠規定は、広島県情報公開条例第10条の該当号を示す。

※ 「公立病院」とは、開設者が国・独立行政法人・地方公共団体・地方独立行政法人をいう。

取扱い

- 1 上記の表で公開とした案件であっても、事案の個別的な事情により非公開審議が適当である場合は、会議に諮って非公開審議とすることができる。
- 2 上記の表で非公開とした案件であっても、公益上特に必要がある場合は、会議に諮って公開審議とすることができる。

広島県医療審議会の概要

【概要】

広島県医療審議会	
(1)設置根拠	医療法第71条の2第2項
(2)設置年月日	昭和61年11月1日
(3)設置目的	「医療法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。」
	〔諮問事項例〕
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療計画を定め、または変更しようとする場合 ・医療計画達成のため、病院の開設又は増床若しくは病床種別の変更に関して勧告する場合 ・医療法人の設立認可を取り消す場合 ・医師又は歯科医師でないものが病院の開設又は増床若しくは病床種別の変更をする場合 ・地域医療支援病院と称することを承認しようとする場合
(4)構成員	
	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 9名 ・医療提供者 10名 ・医療を受ける立場にある者 9名 ・県職員 1名
	計 29名

医療法人部会	
(1)設置根拠	広島県医療審議会運営規程第6条
(2)設置年月日	昭和61年11月1日
(3)設置目的	「医療法人について、専門的に調査審議する。」
	〔諮問事項例〕
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人の設立を認可する場合 ・医療法人の解散を認可する場合 ・医療法人の合併を認可する場合 ・理事長特例の認可をする場合
(4)構成員	7名（うち専門委員2名）

保健医療計画部会	
(1)設置根拠	広島県医療審議会運営規程第7条
(2)設置年月日	平成10年1月14日
(3)設置目的	「保健医療計画の推進に関する事項について、協議する。」
	〔協議事項例〕
	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療計画の進捗状況の継続的な把握・評価 ・保健医療計画の推進に関する基本的な課題
(4)構成員	13名（うち専門委員5名）

【委員の任期】

平成25年3月18日～平成27年3月17日（2年間）

【会議の開催時期】

審議会（本審）…定例は年2回（8月、2月）

医療法人部会 …定例は年2回（8月、2月）

保健医療計画部会 …概ね年1回（1月頃）

※ いずれも必要に応じ臨時開催を行う場合あり。

高知県医療審議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の22の規定に基づき、高知県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項について定める。

(会長)

第2条 審議会は会長が議長となる。

(副会長)

第3条 審議会に副会長を置く。

- 2 副会長は、審議会委員の互選により定める。
- 3 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を行う。

(会議録)

第4条 会長は議事録を作成し、会長の指名する審議会委員2名が署名する。

(部会)

第5条 審議会に医療法人部会、保健医療計画評価推進部会及び医療従事者確保推進部会を置く。

- 2 部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、審議会に関する規定を準用する。
- 3 専門の事項を調査審議させるため特に必要があるときは、保健医療計画評価推進部会及び医療従事者確保推進部会に、医療審議会委員及び専門委員以外の者を置くことができる。
- 4 前項に定める者の任命、任期等についての事項は、専門委員に関する規定（医療法施行令第5条の19第2項から第4項まで及び同条の21第2項の規定）を準用する。

(医療法人部会)

第6条 医療法人部会は、医療法人に関する事項を調査審議する。

- 2 医療法人部会の委員は、審議会委員8人以内とする。
- 3 医療法人部会の決議は、審議会の決議とする。

(保健医療計画評価推進部会)

第7条 保健医療計画評価推進部会は、保健医療計画の着実な進行を図るため、計画期間の県内全体における継続的な評価や進行管理、次期計画の策定に関する事項を調査審議する。

- 2 保健医療計画評価推進部会の委員は、審議会委員8人以内、専門委員10人以内及び第5条第3項に定める者とする。
- 3 予め審議会の認めた事項についての保健医療計画評価推進部会の決議は、審議会の決議とする。

(医療従事者確保推進部会)

第8条 医療従事者確保推進部会は、高知県における医療の確保を目的に、医師確保等に関する事項を調査審議する。

2 医療従事者確保推進部会は、医療法第30条の12に規定する「協議の場」として運営するものとする。

3 医療従事者確保推進部会の委員は、審議会委員8人以内、専門委員10人以内及び第5条第3項に定める者とする。

4 予め審議会の認めた事項についての医療従事者確保推進部会の決議は、審議会の決議とする。

(事務局)

第9条 審議会の事務局は、高知県健康政策部医療政策課に置く。

付則

第1条 この要綱は、昭和61年8月29日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成元年7月28日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成9年8月26日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成12年11月13日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成18年4月25日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成20年6月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年9月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

高知県医療審議会委員名簿

平成 25 年 2 月 26 日現在

氏 名	所属・役職名	備 考
岡林 弘毅	高知県医師会 会長	会 長
岡崎 誠也	高知県市長会 会長	副 会 長
三谷 英子	NPO 法人地域サポートの会 「さわやか高知」 会長	副 会 長
有岡 正幹	高知県町村会 会長	
岡村 高雄	高知県医療法人協会 会長	
織田 英正	高知県歯科医師会 会長	
倉本 秋	高知医療再生機構 理事長	
竹村 晴光	高知県医師会 副会長	
筒井 典子	人・みらい研究所 代表	
寺尾 敦子	高知県連合婦人会 会長	
西森 康夫	高知県薬剤師会 会長	
橋本 良明	高知大学 医学部長	
細木 秀美	日本病院会高知県支部 支部長	
松岡 錬三	高知県医師会 常任理事	
宮上 多加子	高知県立大学 社会福祉学部 教授	
宮崎 育子	高知県看護協会 会長	
山下 文子	高知県保育士会 副会長	
山下 元司	高知県精神保健福祉協会 理事	
吉岡 和夫	高知県社会福祉協議会 常務理事	

※ 敬称略、会長及び副会長を除き五十音順

高知県医療審議会保健医療計画評価推進部会委員名簿

平成 24 年 12 月 31 日現在

氏 名	所属・役職名	備 考
安田 誠史	高知大学医学部 公衆衛生学 教授	会 長
内田 泰史	高知県介護老人保健施設協議会 会長	
岡村 高雄	高知県医療法人協会 会長	
沖 義一	高知県歯科医師会 専務理事	
清水 博	高知県精神科病院協会 会長	
田中 照夫	高知県薬剤師会 副会長	
田村 精平	高知県医師会 理事	
筒井 典子	人・みらい研究所 代表	
野嶋 佐由美	高知県立大学 副学長	
畠中 卓士	高知県医師会 常任理事	
細木 秀美	日本病院会高知県支部 支部長	
堀 洋子	ダグ建築設計工房 代表	
堀川 俊一	高知市保健所 所長	
宮崎 育子	高知県看護協会 会長	

※ 敬称略、会長を除き五十音順

高知県医療審議会医療従事者確保推進部会委員名簿

平成 24 年 12 月 31 日現在

氏 名	所属・役職名	備 考
竹村 晴光	高知県医師会 副会長	会 長
榎並谷 哲夫	佐川町長	副 会 長
内田 望	榑原病院 院長	
大串 文隆	国立病院機構高知病院 院長	
岡崎 誠也	高知県市長会 会長	
織田 英正	高知県歯科医師会 会長	
川井 和哉	近森病院 循環器内科 主任部長	
倉本 秋	高知医療再生機構 理事長	
相良 祐輔	高知地域医療支援センター センター長	
武田 明雄	全国自治体病院協議会 高知県支部長 高知医療センター 病院長	
中村 章一郎	高知赤十字病院 院長	
橋本 良明	高知大学 医学部長	
三谷 英子	NPO法人地域サポートの会 「さわやか高知」 会長	
宮上 多加子	高知県立大学 社会福祉学部 教授	
宮崎 育子	高知県看護協会 会長	

※ 敬称略、会長及び副会長を除き五十音順

高知県がん対策推進協議会委員名簿

平成 24 年 12 月 31 日現在

氏 名	所属・役職名	備 考
松岡 鍊三	高知県医師会 常任理事	会 長
小林 道也	高知大学医学部附属病院 がん治療センター部長	副 会 長
江籠 麻代	患者代表（乳がん術後者の会いぶき会）	
大串 文隆	国立病院機構高知病院 院長	
小笠原 正	高知県理学療法士協会 理事	
小椋 和之	遺族代表（NPO法人がんと共に生きる会 副理事長）	
上岡 教人	幡多けんみん病院 副院長	
杉本 章二	高知県総合保健協会 副参事	
田中 照夫	高知県薬剤師会 副会長	
浜口 伸正	高知赤十字病院 副院長	
原 一平	NPO法人高知緩和ケア協会 副理事長	
久川 浩章	高知大学医学部 小児思春期医学教室 准教授	
弘末 美佐	高知県訪問看護ステーション連絡協議会 理事	
松浦 喜美夫	仁淀病院 院長	
宮崎 育子	高知県看護協会 会長	
森田 荘二郎	高知医療センター がんセンター長	
安岡 佑莉子	家族代表 (NPO法人高知がん患者会一喜会 理事)	
米田 和典	高知県歯科医師会 理事	

※ 敬称略、会長及び副会長を除き五十音順

高知県脳卒中医療体制検討会議委員名簿

平成 24 年 12 月 31 日現在

氏 名	所属・役職名	備 考
寺田 茂雄	高知県医師会 副会長	会 長
内田 泰史	高知県介護老人保健施設協議会 会長	
大野 慶一	高知市消防局 警防課 救急救助係長	
沖 義一	高知県歯科医師会 専務理事	
河野 威	高知赤十字病院 副院長	
高橋 潔	近森病院 脳神経外科部長	
田上 豊資	高知県健康政策部 医監	
西村 裕之	幡多けんみん病院 脳神経外科部長	
野並 誠二	高知県慢性期医療研究会 会長	
野村 栄一	高知県介護支援専門員連絡協議会 会長	
日野 工	高知県理学療法士会 理事	
藤本 康倫	高知大学医学部附属病院 脳神経外科 講師	
堀川 俊一	高知市保健所 所長	
宮本 寛	高知県リハビリテーション研究会 会長	
森本 雅徳	高知医療センター 医療局長	
山脇 光	高知県回復期リハビリテーション病棟連絡会 副会長	

※ 敬称略、会長を除き五十音順

高知県急性心筋梗塞医療体制検討会議委員名簿

平成 24 年 12 月 31 日現在

氏 名	所属・役職名	備 考
川井 和哉	近森病院 循環器内科 主任部長	会 長
大野 慶一	高知市消防局 警防課 救急救助係長	
斧田 尚樹	幡多けんみん病院 循環器科医長	
北岡 裕章	高知大学医学部 老年病循環器神経内科学 准教授	
小松 洋文	高知県須崎福祉保健所 保健監	
近藤 史明	高知赤十字病院 第二内科部長	
杉本 和彦	高知医療センター 救命救急科長	
竹村 晴光	高知県医師会 副会長	
西山 謹吾	高知赤十字病院 救命救急センター長兼救急部長	
根岸 正敏	近森病院 救命救急センター長	
細木 信吾	高知医療センター 循環器内科科長	

※ 敬称略、会長を除き五十音順

高知県糖尿病医療体制検討会議委員名簿

平成 24 年 12 月 31 日現在

氏 名	所属・役職名	備 考
末廣 正	高知高須病院 糖尿病内科部長	会 長
石黒 成人	高知県医師会 常任理事	
岩田 耕三	高知県歯科医師会 理事	
大西 須美子	高知赤十字病院 看護部長	
菅野 尚	高知医療センター 集学診療部長兼内分泌代謝科長	
鈴木 順一郎	高知県安芸福祉保健所 所長	
高松 和永	高松内科クリニック 院長	
近森 一正	高知高須病院 糖尿病内科部長	
中村 寿宏	あき総合病院 糖尿病・代謝内科部長	
藤本 新平	高知大学医学部 内分泌代謝・腎臓内科 教授	
細川 公子	高知県栄養士会	
吉本 幸生	高知赤十字病院 第六内科部長	

※ 敬称略、会長を除き五十音順

高知県精神疾患分野保健医療計画検討会委員名簿

平成24年12月31日現在

氏名	所属・役職名	備考
井上 新平	高知大学医学部 神経精神科学 教授	会長
中澤 宏之	高知県医師会 常任理事	副会長
伊藤 高	高知県精神神経科診療所協会 会長	
岡本 眞知子	日本精神科看護技術協会 高知県支部 支部長	
清水 博	高知県精神科病院協会 会長	
上甲 尚之	高知県精神保健福祉士協会 会長	
杉本 雅史	高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会 役員	
豊田 誠	高知市保健所 地域保健課長	
福永 一郎	高知県健康政策部 健康対策課長	
山崎 正雄	高知県精神保健福祉センター 所長	
山下 元司	高知医療センター 副院長兼こころのサポートセンター長	

※ 敬称略、会長及び副会長を除き五十音順

高知県救急医療協議会委員名簿

平成 24 年 12 月 31 日現在

氏 名	所属・役職名	備 考
岡林 弘毅	高知県医師会 会長	会 長
入福 聖一	高知県健康政策部 部長	副 会 長
臼井 隆	田野病院 院長	
小倉 正一郎	高知県救急医療情報センター 理事長	
蒲原 利明	高知県消防長会 会長	
吉川 清志	高知医療センター 副院長兼 総合周産期母子医療センター長	
小松 敏伸	安芸市消防本部 消防長	
洲賀崎 勝男	南国市消防本部 消防長	
武田 賀人	幡多中央消防組合消防本部 消防長	
竹村 晴光	高知県医師会 副会長	
橋 壽人	幡多けんみん病院 院長	
田村 精平	須崎くろしお病院 院長	
近森 正幸	近森病院 院長	
長野 修	高知大学医学部 災害・救急医療学講座 特任教授	
中間 正志	高幡消防組合消防本部 消防長	
西山 謹吾	高知赤十字病院 救命救急センター長兼救急部長	
二山 孝司	高知県医師会 常任理事	
村田 厚夫	高知医療センター 救命救急センター長	
高松 清之	高知県危機管理部 部長	

※ 敬称略、会長及び副会長を除き五十音順

高知県救急医療協議会救急医療体制検討専門委員会委員名簿

平成 24 年 12 月 31 日現在

氏 名	所属・役職名	備 考
二山 孝司	高知県医師会 常任理事	会 長
秋澤 雅史	あき総合病院 循環器内科部長	
小倉 英郎	国立病院機構高知病院 副院長	
清藤 啓之	田野病院 副院長	
杉本 和彦	高知医療センター 救命救急科長	
橋 壽人	幡多けんみん病院 院長	
田村 精平	須崎くろしお病院 院長	
近井 高志	くぼかわ病院 麻酔科長	
西山 謹吾	高知赤十字病院 救命救急センター長兼救急部長	
根岸 正敏	近森病院 救命救急センター長	
御川 安仁	愛宕病院 ER-救急蘇生センター部長	
山下 幸一	高知大学医学部 麻酔科学・集中治療医学講座 准教授	

※ 敬称略、会長を除き五十音順

高知県周産期医療協議会委員名簿

平成 24 年 12 月 31 日現在

氏 名	所属・役職名	備 考
深谷 孝夫	高知大学医学部 産科婦人科学講座 教授	会 長
藤枝 幹也	高知大学医学部 小児思春期医学講座 教授	副 会 長
石黒 成人	高知県小児科医会 会長 高知県医師会 常任理事	副 会 長
濱脇 弘暉	高知県産婦人科医会 会長	副 会 長
阿部 孝典	高知赤十字病院 小児科部長	
池上 信夫	高知大学医学部附属病院 周産母子センター 講師	
梅原 初枝	高知県看護協会 助産師職能委員長	
岡田 眞尚	あき総合病院 産婦人科部長	
吉川 清志	高知医療センター 副院長兼総合周産期母子医療センター長	
近藤 肇	J A 高知病院 副院長	
高橋 芳夫	国立病院機構高知病院 小児科医長	
竹内 喜美恵	高知県助産師会 会長	
中田 裕生	高知医療センター 小児科長	
中野 祐滋	幡多けんみん病院 産婦人科部長	
林 和俊	高知医療センター 母性診療部長	
平野 浩紀	高知赤十字病院 第一産婦人科部長	
福家 義雄	国立病院機構高知病院 産科医長	
本淨 謹士	J A 高知病院 小児科医長	
前田 明彦	幡多けんみん病院 新生児部長	
前田 賢人	あき総合病院 小児科医長	
松下 憲司	高知大学医学部附属病院 周産母子センター 助教	
宮崎 育子	高知県看護協会 会長	
森下 一	高知県医師会 常任理事	

※ 敬称略、会長及び副会長を除き五十音順

高知県小児医療体制検討会議委員名簿

平成 24 年 12 月 31 日現在

氏 名	所属・役職名	備 考
藤枝 幹也	高知大学医学部 小児思春期医学講座 教授	会 長
阿部 孝典	高知赤十字病院 小児科部長	
石黒 成人	高知県小児科医会 会長	
小倉 英郎	国立病院機構高知病院 副院長	
川上 浩一郎	川上小児科クリニック 院長	
吉川 清志	高知医療センター 副院長兼総合周産期母子医療センター長	
白石 泰資	幡多けんみん病院 小児科部長	
副田 謙二	高知県小中学校長会 会長	
谷脇 のぞみ	高知大学教育学部 附属幼稚園 副園長 高知県国公立幼稚園会 研究部長	
筒井 典子	人・みらい研究所 代表	
弘田 恵子	めぐみ保育園 園長	
堀川 俊一	高知市保健所 所長	
本淨 謹士	J A 高知病院 小児科医長	
前田 賢人	あき総合病院 小児科医長	
宮崎 育子	高知県看護協会 会長	
森畑 東洋一	高知県小児科医会 副会長	

※ 敬称略、会長を除き五十音順

高知県在宅医療体制検討会議委員名簿

平成 24 年 12 月 31 日現在

氏 名	所属・役職名	備 考
寺田 茂雄	高知県医師会 副会長	会 長
内田 泰史	高知県介護老人保健施設協議会 会長	
川添 哲嗣	高知県薬剤師会 理事	
高島 恭一	高知県歯科医師会 副会長	
高橋 洋子	土佐市地域包括支援センター 主任介護支援専門員	
田上 豊資	高知県健康政策部 医監	
辻 美知子	高知県医療ソーシャルワーカー協会 理事	
橋田 信子	高知県介護支援専門員連絡協議会 監事	
宮崎 育子	高知県看護協会 会長	
宮野 伊知郎	高知大学医学部 公衆衛生学 講師	
森下 安子	高知県立大学看護学部 教授	
森下 幸子	高知県訪問看護ステーション連絡協議会 副会長	
山村 栄一	日本慢性期医療協会 前理事	
和田 忠志	全国在宅療養支援診療所連絡会 理事	
堀川 俊一	高知市保健所 所長	オブザーバー

※ 敬称略、会長を除き五十音順

高知県災害医療対策本部会議委員名簿

平成 24 年 12 月 31 日現在

氏 名	所属・役職名	備 考
岡林 弘毅	高知県医師会 会長	会 長
入福 聖一	高知県健康政策部 部長	副 会 長
二山 孝司	高知県医師会 常任理事	副 会 長
岡林 美津夫	高知県危機管理部 副部長	
小倉 正一郎	高知県救急医療情報センター 理事長	
織田 英正	高知県歯科医師会 会長	
蒲原 利明	高知県消防長会 会長	
武田 明雄	高知医療センター（基幹災害拠点病院）病院長 全国自治体病院協議会 高知県支部長	
田中 正澄	高知県町村会 事務局長	
中澤 慎二	高知県市長会 事務局長	
野並 誠二	高知市医師会 副会長	
林 喜幸	高知県警察本部 災害対策室長	
宮崎 育子	高知県看護協会 会長	
山下 紘一	高知県薬剤師会 副会長	
山下 幸一	高知大学医学部 麻酔科学・集中治療医学講座 准教授	
柚村 誠	日本赤十字社高知県支部 事業推進課長	
井原 則之	近森病院 救命救急センター科長	参与員
西山 謹吾	高知赤十字病院 救命救急センター長兼救急部長	参与員
村田 厚夫	高知医療センター 救命救急センター長	参与員

※ 敬称略、会長及び副会長を除き五十音順

福岡県医療審議会委員名簿

(任期:平成26年6月20日～平成28年6月19日)

(敬称略)

	氏名	所属等	備考
医師・ 歯科医師・ 薬剤師 14名	松田 峻一良	福岡県医師会 会長	法人部会
	野田 健一	福岡県医師会 副会長	計画部会
	蓮澤 浩明	福岡県医師会 副会長	法人部会
	大塚 量	福岡県医療法人協会 会長	法人部会
	竹中 賢治	福岡県病院協会 副会長	計画部会
	陣内 重三	福岡県私設病院協会 会長	計画部会
	武富 章	全国自治体病院協議会福岡県支部 副支部長	
	富松 愈	福岡県精神科病院協会 会長	計画部会
	長谷 宏一	福岡県歯科医師会 会長	法人部会
	藤野 哲朗	福岡県薬剤師会 会長	
	石橋 達朗	九州大学病院 病院長	
	田村 和夫	福岡大学病院 病院長	
	坂本 照夫	久留米大学病院 病院長	
	佐多 竹良	産業医科大学病院 病院長	
受療者 8名	原 利則	福岡県市長会 会長	
	田頭 喜久己	福岡県町村会 副会長	
	小山 英治	健康保険組合連合会福岡連合会 専務理事	計画部会 法人部会
	田島 正章	福岡市男女共同参画推進センター 館長	
	諸石 和代	福岡県介護福祉士会 副会長	
	川野 栄美子	福岡県地域婦人会連絡協議会 委員	
	吉田 奈津子	弁護士	
学識経験者 7名	吉田 扶久子	税理士	法人部会
	吉原 太郎	福岡県議会議員	
	秋田 章二	福岡県議会議員	
	花岡 夏子	福岡県看護協会 会長	法人部会
	秀平 キヨミ	福岡県栄養士会 監事	
	橋本 晶子	九州大学大学院医学研究院保健学部門 教授	
田中 克典	国立病院機構九州グループ 総括長		
宮崎 親	福岡県保健所長会 会長	計画部会	

女性登用率24.1%(委員29名中、女性委員7名)

計29名

